

1 改訂の基本的な考え方

- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

2 目標の改善

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

3 内容構成の改善

従前「A表現」、「B鑑賞」に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に再整理して示した。

Point 表現及び鑑賞の活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する内容を相互に関わらせながら、一体的に育てていくことが重要となる。したがって、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」を別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから、「思考力、判断力、表現力等」を育成するといった、一方向の指導になったりしないよう留意する必要がある。

Point 音楽科の内容は、「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力をアの事項に、「知識」に関する資質・能力をイの事項に、「技能」に関する資質・能力をウの事項に示している。「A表現」の歌唱、器楽及び音楽づくりの指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。なお、歌唱のウ、器楽のイとウ、音楽づくりのア、イ及びウでは、それぞれの育成を目指す資質・能力に対して複数の事項を示している。これらについては、指導のねらいなどに応じて、一つの題材の中で複数の事項のいずれか又は全てを扱うようにする。

Point 「A表現」の歌唱、器楽、音楽づくりの分野、並びに「B鑑賞」の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図った指導計画を工夫すること。

4 学習内容、学習指導の改善・充実

(1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

- ・「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。
- ・「A表現」の「技能」に関する指導内容については、思いや意図などに合った表現をするために必要となる具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示し、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

Point 音楽科における「知識」とは、児童が音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識であり、表現や鑑賞の活動を通して、実感を伴いながら理解されるようにしなければならない。したがって、曲名や、音符、休符、記号や用語の名称などの知識のみを指すものではない。児童一人一人が、体を動かす活動などを含むような学習過程において、音楽に対する感性などを働かせて感じ取り、理解したものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習過程を通して更新されたりしていくものである。

(2) 〔共通事項〕の指導内容の改善

従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

Point アについては、「音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること」に加えて、「聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること」を位置付けている。イについては、音符、休符、記号や用語に、「音楽を形づくっている要素」を加えるとともに、「音楽における働きと関わらせて理解すること」を位置付けている。

Point 音楽を形づくっている要素については、「ア 音楽を特徴付けている要素」と「イ 音楽の仕組み」の二つに分け、従前は、学年別に示していたが、今回は一括して示している。このことは、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、取り扱う教材や内容との関連から必要と考えられる時点で、その都度繰り返し指導し、6年間を見通した学習を進めることを意図したものである。

(3) 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

(4) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

- ・これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。
- ・我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。